

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和6年5月16日

2. 回答を行った年月日

令和6年6月5日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、特殊発泡ポリスチレンを活用したドームを「農地」以外の土地に設置する目的の顧客や、陸上養殖及び畜産関連施設等の農業以外の用途（ただし、通常の屋内的用途に供さないものに限る。）で設置する目的の顧客に販売することを検討している。

4. 確認の求めの内容

特殊発泡ポリスチレンを活用したドームを「農地」以外の土地や、「農業関連」以外の用途（陸上養殖及び畜産その他付属舎を想定している。ただし、通常の屋内的用途に供さないものに限る。）で設置する場合に、当該ドームが建築基準法第2条第1号の「建築物」に該当しないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

農業、陸上養殖、畜産その他付属舎として利用するドームは、通常の屋内的用途に供さず、その天井部が取外し自由である場合など建築基準法上屋根とみなされないと判断できる場合は、建築物ではないと解しても支障はない。